

「LEC 澤井の『サブリミナル・スーパー1000本ノック』安衛法・徴収法」(RL13173/13174)から  
第45回社労士試験【選択式】安衛法 空欄Dが**論点的中**しました！！



LEC教材掲載内容(抜粋)

RL13173 p.11/RL13174 p.31

問42

常時50人以上の労働者を使用する事業者は、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断、又は歯科医師による健康診断(定期のものに限る。)を行なったときは、遅滞なく、**定期健康診断**結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

解答 ○

本試験出題はこうでした！

第45回 社労士試験 問題  
【選択式】 労働基準法及び労働安全衛生法  
【空欄D】

2 労働安全衛生法に基づく健康診断に関し、常時50人以上の労働者を使用する事業者は、を行なったときは、遅滞なく、所定の様式による結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

解答  → ⑰労働安全衛生規則第44条の規定によるいわゆる定期健康診断

的中!

※実際の教材では赤字にはなっていません。